

関西福祉大学 学生課外活動指導者の謝礼等の支払い要領等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会（以下「本会」という。）予算のうち、教育振興費の執行による学生課外活動指導者等（関西福祉大学課外活動団体指導者に関する規程第2条第3項に規定する学外指導者・学内指導者及び指定強化課外活動団体の顧問・副顧問）に対する謝礼等の支払い要領等について必要な事項を定める。

(謝礼等)

第2条 謝礼等は、次のとおりとする。

- (1) 年間指導謝礼（学内における恒常的な指導に係る年間の謝礼）
- (2) 学外活動支援費（学外において実施される試合等の同行・指導に係る謝礼・旅費・宿泊費）
- (3) 指定強化課外活動団体顧問・副顧問活動支援費

(支給基準)

第3条 支給基準は、次表による。なお、恒常的な練習場所が大学の敷地外、学外施設等である場合の指導は、学内指導として扱う。

- (1) 年間指導謝礼 (単位 円)

| 金額（年額） | 支払要件（一ヵ月あたりの平均指導回数） |
|---------|---------------------|
| 60,000 | 5回未満 |
| 150,000 | 5回～11回 |
| 200,000 | 12回以上 |

- (2) 学外活動支援費 (単位 円)

| 区分 | 日 帰 | 宿 泊 | 備 考 |
|--------|---------------------|-----------|---|
| 学外指導謝礼 | 2,000 | 3,000/1日 | |
| 旅 費 | 実 費 (赤穂市内は1,000) | 実 費 | 1 合理的な旅程 経済路線利用に留意のこと 2 車輛移動の場合 ガソリン代は大学基準に 準ずる車輛移動に伴う駐車 料金は実費 |
| 宿泊費 | / | 10,000/1日 | |

- (3) 指定強化課外活動団体顧問・副顧問活動支援費（単位 円）

| |
|--------|
| 金額（年額） |
| 30,000 |

複数の団体の顧問・副顧問を務める場合は、上記金額に団体数を乗じた金額とする。

- 2 学内指導者の謝礼等については、次のとおりとする。

- (1) 年間指導謝礼

表中の金額の1/2の額を支給する。

- (2) 学外活動支援費等

関西福祉大学出張旅費支給基準を準用する。

「学外指導謝礼」は「（出張）日当」と読み替える。

(学外活動支援費の上限額)

第3条の2 本会予算の合理的・計画的な配分及び執行のため、各課外活動団体に配分する学外活動支援費（学外指導謝礼・旅費・宿泊費の合計金額）の上限額を定めることとする。

- 2 上限額は、本会が年度当初に各団体に対して示す金額とし、当該金額を超えての執行は認めない。

- 3 上限額は、当年度の戦績、次年度の構成員の数、当年度の執行状況、次条第1項の各号の履行状況等を総合的に勘案して設定することとする。

(学外活動支援費の執行停止・予算の減額措置)

第3条の3 本会予算による学外指導助成を受ける各団体は、以下の各号に記載の内容を十分に考慮し、所要の対応を行うこととする。

- (1) 団体構成員たる学生の学習やそれに準じる活動に支障がないよう最大限の配慮を行う
 - (2) 公式戦を除く練習試合等の計画にあたっては、合理性や必要性を十分に勘案し、学外指導費助成予算の合理的な執行に着意する（予算の全額執行を前提としない）
 - (3) 本会学外指導費助成予算の執行にあたっては、学友会からの配分金、部費等の独自予算とのバランスに留意する
- 2 前項各号に記載の内容に関して、各団体の配慮や所要の対応に著しい欠如があると本会会長が判断した場合は、第3条の2に記載の年度当初に示した上限額に関わらず、当該団体に係る学外指導費助成予算の執行停止または減額措置をとる場合があることとする。

（手続き）

第4条 支給に係る手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 年間指導謝礼

学生支援課が四半期に1回、課外活動団体から指導受け回数の報告を受ける。3月中旬を目途に、学生支援課において指導実績を集約・確認し、教育後援会長の決裁を受けて支給する。

- (2) 学外活動支援費等

指導者が、「学生課外活動指導者出張計画書」を学生支援課に提出する。当該出張後、できるだけ速やかに「学生課外活動指導者出張報告・旅費精算書」を提出する。支給は、その都度行うこととする。

（改 廃）

第5条 この規程の改廃は、委員会に出席した委員の過半数の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。